

F-35A戦闘機のパネル落下事故に対する意見書

令和5年12月18日、嘉手納基地に巡回配備されているF-35A戦闘機が飛行訓練中にコックピット下右側にある長さ約45センチ、幅約30センチ、重さ約900グラムの機体パネルを落下させる事故が発生した。米軍は翌19日にパネルを紛失したまま嘉手納基地に帰還したことを認め、「パネルは海上に落下したものである。損傷や負傷者の報告は受けていない。現在、パネルの状況を調査している」と発表した。

県内における米軍機の部品落下事故は復帰後から近年に至るまで枚挙にいとまがなく、日頃から住民居住地上空での飛行や急旋回訓練を行っている戦闘機から機体の一部が落下する事故が起こること自体、看過することはできない。

万が一住民居住地に落下すれば住民を巻き込む大惨事に繋がり兼ねないことから、町民に与えた不安と恐怖は計り知れず、米軍の整備点検及び安全管理体制の欠如に対し強い憤りを禁じ得ない。

また、米軍は「安全な飛行作戦を実施することに引き続き尽力する」との考えも示したが、事故発生当日の午後には事故原因及び再発防止策を明らかにしないまま同型機が飛行する様子が確認されており、米軍の軍事訓練を優先する姿勢に不信感は募る一方である。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに下記事項の速やかな実現を図るよう強く要求する。

記

- 1 事故原因が究明され有効な再発防止策が講じられるまで、F-35戦闘機の飛行訓練を停止すること。
- 2 全ての航空機の整備点検、安全管理を徹底すること。
- 3 全ての航空機の住民居住地上空での飛行訓練を禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月25日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官 (沖縄基地負担軽減担当)
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使 (沖縄担当) 沖縄防衛局長
沖縄県知事

F-35A戦闘機のパネル落下事故に対する抗議決議

令和5年12月18日、嘉手納基地に巡回配備されているF-35A戦闘機が飛行訓練中にコックピット下右側にある長さ約45センチ、幅約30センチ、重さ約900グラムの機体パネルを落下させる事故が発生した。米軍は翌19日にパネルを紛失したまま嘉手納基地に帰還したことを認め、「パネルは海上に落下したものである。損傷や負傷者の報告は受けていない。現在、パネルの状況を調査している」と発表した。

県内における米軍機の部品落下事故は復帰後から近年に至るまで枚挙にいとまがなく、日頃から住民居住地上空での飛行や急旋回訓練を行っている戦闘機から機体の一部が落下する事故が起こること自体、看過することはできない。

万が一住民居住地に落下すれば住民を巻き込む大惨事に繋がり兼ねないことから、町民に与えた不安と恐怖は計り知れず、米軍の整備点検及び安全管理体制の欠如に対し強い憤りを禁じ得ない。

また、米軍は「安全な飛行作戦を実施することに引き続き尽力する」との考えも示したが、事故発生当日の午後には事故原因及び再発防止策を明らかにしないまま同型機が飛行する様子が確認されており、米軍の軍事訓練を優先する姿勢に不信感は募る一方である。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに下記事項の速やかな実現を図るよう強く要求する。

記

- 1 事故原因が究明され有効な再発防止策が講じられるまで、F-35戦闘機の飛行訓練を停止すること。
- 2 全ての航空機の整備点検、安全管理を徹底すること。
- 3 全ての航空機の住民居住地上空での飛行訓練を禁止すること。

以上、決議する。

令和5年12月25日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長